様式第二を次のように改める。

様式第２（施行規則第13条関係）

定期報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※２

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※２

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

１．(1)◆印の欄は、特段の定めのない限り、任意で記載すること。
(2)特段の定めのない限り、報告書を提出すべき日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の数値又は内容を記載すること。
(3)数値を記載する場合にあっては、当該数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。当該数値を本邦通貨に換算する場合には、提出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によること。

２．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

１．　特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

（１）特定デジタルプラットフォームの事業の概要

（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値※３

①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

＜数値の取得方法に係る説明＞

②国内の商品等提供利用者の数

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(1)「（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」において、法第４条第１項の指定を受けた年度の報告書の記載にあっては、指定を受けた月の末日時点の数値も併せて記載すること。
(2)「①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの」においては、１億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
(3)「②国内の商品等提供利用者の数」
・アクティブな商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる商品等提供利用者の数をいう。）とそうでない者の数を区別することが可能な場合にあっては、それぞれの数を記載すること。
・前年度の末日時点の数値を記載すること。
・１千未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。